代議員選挙について

(公社)全日本不動産協会定款第14条3項及び(公社)不動産保証協会定款第14条3項に基づき、総本部総会に出席する為の代議員選挙を、下記要項で実施致しますので通知します。

- 1. 青森県本部の代議員割当数は、・全日 3 名 ・保証 3 名
- 2. 代議員の任期

今回の代議員選挙の2年後に実施される代議員選挙の終了の時まで。

- 3. 立候補できる会員資格
 - 1. 会費を完納していること。
 - 2. 宅建業法違反に関する処分を5年以内に受けていないこと。
 - 3. 綱紀処分を5年以内に受けていないこと。
 - 4. 弁済業務保証金分担金に返還請求件に対する債権差押えがないこと。
 - 5. 宅建業法第64条6に規定する研修を履修し研修済証の交付を受けていること。
- 4. 立候補届出期限

平成 27 年 3 月 30 日より平成 27 年 4 月 6 日まで(期限厳守)

- 5. 立候補受付後、資格審査を行い決定。4名以上の立候補がある場合は選挙が実施されます。
- 6. 立候補される会員の方は、期限内に所定の立候補届出書及び推薦状(2名分)にて、

青森県本部まで持参または期限内に届くよう郵送してください。

なお、推薦者 2 名に関しても、代議員立候補会員資格に準ずるものとします。 所定の届出様式については、青森県本部までご請求下さい。

平成27年4月7日以降の消印及びFAXでの届出は無効とします。

届出先	〒030-0862
	青森県青森市古川1‐21‐11 須藤ビル1F
	公益社団法人 全日本不動産協会青森県本部
	公益社団法人 不動産保証協会青森県本部

7. その他

代議員選挙に関し、本職は透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。

平成 27 年 3 月 20 日

公益社団法人 全日本不動産協会青森県本部 公益社団法人 不動産保証協会青森県本部 代議員選挙管理委員会 委員長 鈴木文武 【公印省略】